

令和 8 年度長野県市長会役員選挙について

1 長野県市長会役員の選挙

(1) 選出理由

会則第 5 条に規定する役員について、土屋上田市長が令和 8 年 4 月 9 日をもってご退任されたことにより、理事 1 名が欠員となっていることから、新たに理事の選任のほか、これに伴う役員の改選をお願いするものです。

(2) 選出する役員

理 事 4 名（部会長を兼ねる）

監 事 2 名

(3) 任期

前任者の残任期間（第160回総会まで）

長野県市長会会則（抜粋）

（役 員）

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 1 名

理 事 4 名

監 事 2 名

（役員の選出）

第 6 条 役員は総会に於いて選挙する。

（役員の任期）

第 7 条 役員の任期は各 2 年とする。ただし、後任者が就任するまでは、引続きその職務を行う。

長野県市長会役員の選任に係る申し合わせ事項

(昭和54年4月27日市長会総会)

- (1) 会長、副会長は中南信ブロック・東北信ブロック交互とし、総会で決定する。
- (2) 会長は、長野、松本又は三期以上の市長から選任することが原則となっている。
- (3) 理事、監事は中南信・東北信同数、理事は概ね二期目以上の市長を考慮し原案をつくる。
- (4) 会長経験者は相談役となる。ただし、相談役が他の役員に選任されることがある。

長野県市長会部会設置要綱

第1 市長会に関する部門別重要事項についての研究、関係機関との連絡強化のため市長会に総務文教、社会環境、経済、危機管理建設の4部会を置く。

第2 各市長の部会所属は役員会に諮り会長が指定する。なお、部会所属について、事前に各市長の希望を聴取できるものとする。

第3 各部会に部会長を置く。部会長は、役員会に諮り理事の中から会長が指名する。

附 則

この要綱は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

「部会所属の基本的な考え方」

- 1 各部会は、最低４人の市長をもって構成されるよう指定する。
- 2 各部会の部会長は、就任年数の長い理事から「総務文教」「社会環境」「経済」「危機管理建設」の順に指名する。
- 3 部会長を除く部会所属の指定に当たっては、事前に各市長の希望を聴取し（第２希望まで）、できる限りこれを反映するとともに、下記ア及びイについても考慮の上、原案を作成する。

ア 当該市長（前任者を含む。）が過去３期（６年）において、所属したことのない部会を優先する。

イ 県内地域（東信・北信・中信・南信）バランスを考慮する。